

長浜教区教化委員会規則

(設置及び目的)

第1条 真宗同朋会運動の本旨に基づき、同朋社会の実現をめざして、長浜別院・五村別院（以下「両別院」という。）と密接な関係を保ちつつ、教学の振興と教化の推進を図ることを目的として、教区制第70条に基づき、教区に長浜教区教化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 真宗の教えを広く現代社会に伝えるための方策の策定と推進
- (2) 部落差別問題を信心の課題として正しく学ぶための方策の策定と推進
- (3) 組・地域における共同教化の促進を図るための方策の策定と推進
- (4) 両別院及び教区教化諸団体との連携に必要な方策の策定と推進

(組織)

第3条 委員会は、次条に定める教化委員長（以下「委員長」という。）、第6条第4項に定める教化本部長（以下「本部長」という。）及び次の各号に掲げる委員25人以内で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 教区教化諸団体の長 若干人
- (4) 両別院輪番が別院役職者の中から指名した者 若干人
- (5) 教区部落差別問題協議会会長
- (6) 第8条第2項に定める教化本部専任委員
- (7) 第9条第3項に定める各部門の幹事

2 前項各号に定める委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

(委員長)

第4条 委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集及び議決)

第5条 委員会は、委員長の招集により毎年1回以上これを開き、第2条に規定する業務について

て審議する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(教化本部)

第6条 第2条に掲げる業務の円滑な遂行を期し、委員会からの委任を受けて必要な業務を行うため、教区に教化本部（以下「本部」という。）を置く。

- 2 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 教区の教化研修計画の立案及び遂行
 - (2) 第9条に定める各部門間の連絡及び調整に関する事項
 - (3) その他委員長が必要と認めた事項
- 3 本部は、本部長、第8条第2項に定める教化本部専任委員及び第9条第2項に定める各部門の幹事で組織する。
- 4 本部長は、教区会議長及び教区門徒会長が選定し、委員長が委嘱する。
- 5 本部長は、本部を代表し、次条に定める本部会の議長となる。
- 6 本部長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による本部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会)

第7条 本部は、前条第2項に掲げる業務について協議するため、本部会を開催する。

- 2 本部会の会議は、委員長の同意を得て本部長が招集する。
- 3 本部会の議事は、第5条第2項及び第3項に準ずるものとする。

(企画室の設置)

第8条 教区・組・寺院の教化に関する現状と課題を把握し、本山・連区の連携の強化を含め、教区全体の教化に資する事業内容について提案するため、本部に企画室を置く。

- 2 企画室は、本部長及び本部長が選定し、委員長が委嘱した教化本部専任委員若干人で組織する。
- 3 教化本部専任委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門の設置)

第9条 本部で立案された教化研修計画を具体的に遂行するため、本部に次の各号に掲げる部門を置く。

(1) 教学教化部門

僧侶、寺族及び門徒の育成と研鑽に関する事項

(2) 講座研修部門

僧侶、寺族及び門徒の講座と研修に関する事項

(3) 青少幼年部門

青少幼年の育成と教化に関する事項

- 2 部門は、幹事及び副幹事1人並びに部門委員で構成する。
- 3 幹事及び副幹事並びに部門委員は、本部長が選定し、委員長が委嘱する。
- 4 幹事は、部門を代表し、部門の議長となり、副幹事は、幹事を助け、幹事に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 部門は、本部長の同意を得て幹事が招集する。
- 6 幹事及び副幹事並びに部門委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による幹事及び副幹事並びに部門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員)

第10条 企画室及び部門における特定の事業を遂行するため、事業ごとに実行委員若干人を置くことができる。

- 2 実行委員は、本部長が選定し、委員長が委嘱する。

(組教導)

第11条 委員会が策定した教化方針に基づき、組における教化の促進と共同教化の充実を図るため、同朋の会教導を組教導とし、組教化事業について組教化委員長と連携して策定と推進に努める。

(職員の出席)

第12条 教務所、両別院の職員は、何時でも本規則に定める諸会議に出席して意見を述べるることができる。

(参考人)

第13条 委員長は、必要に応じて本規則に定める諸会議に参考人の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

(事務)

第14条 委員会及び本部の事務は、教務所が行う。

附 則

- 1 この規則は、教区会及び教区門徒会の議決並びに、宗務総長の承認を得て、2020年6月1日より施行する。ただし、この規則施行の準備に必要な事項は、規則施行前に行うことができる
- 2 長浜教区教化委員会規則（1999年6月1日施行）は、廃止する。ただし、旧規定による委員会の審議及び議決の結果は、この規則による委員会が審議及び議決したものとみなす。
- 3 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。
- 4 この規則に規定される教区教化諸団体とは、教区坊守会、教区婦人会、教区推進員連絡協議会、教区合唱団花あかり、教区准堂衆会のことを指す。